

茅ヶ崎市業務継続計画推進本部要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）に基づき、災害時における非常時優先業務の遂行体制を強化するため、茅ヶ崎市業務継続計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 業務継続計画の運用、推進に関すること。
- (2) その他全庁的な業務継続に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は、主管の副市長をもって充て、副本部長は、他の副市長をもって充てる。
- 3 部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に提案すべき業務継続計画の運用、推進のために必要な事項を検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、市民安全部長をもって充て、会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、幹事会における検討の結果を本部長に報告するものとする。
- 5 会長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、市民安全部防災対策課危機管理担当

課長がその職務を代理する。

7 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 業務継続計画で対象とする業務資源の確保に向けた具体的な検討等を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、市民安全部防災対策課危機管理担当課長をもって充て、部会員は、別表第3に掲げる課の所属長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、作業部会における検討の結果を幹事会会長に報告するものとする。

5 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長が事前に指名する者がその職務を代理する。

7 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取)

第8条 推進本部、幹事会及び作業部会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 本部長は、審議の結果について市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部、幹事会及び作業部会の庶務は、市民安全部防災対策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 総務部長 企画部長 財務部長 経済部長 市民安全部長 文化生涯学習部長
福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長
保健所副所長 病院長 病院事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 教育委員
会事務局教育総務部長 教育委員会事務局教育推進部長 選挙管理委員会事務局長 監査
事務局長 教育委員会事務局教育推進部教育指導担当部長

別表第2（第6条関係）

総務部行政総務課長 総務部職員課長 総務部文書法務課長 企画部企画経営課長 企画
部行政改革推進室長 企画部情報推進課長 企画部施設再編整備課長 財務部財政課長
財務部用地管財課長 市民安全部防災対策課長 経済部産業振興課長 文化生涯学習部文
化生涯学習課長 福祉部福祉政策課長 こども育成部子育て支援課長 環境部環境政策課
長 都市部都市計画課長 建設部建設総務課長 下水道河川部下水道河川総務課長 保健
所保健企画課長 病院事務局病院総務課長 消防本部消防総務課長 議会事務局次長 教
育委員会事務局教育総務部教育総務課長 教育委員会事務局教育推進部教育政策課長 選
挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局長

別表第3（第7条関係）

総務部職員課 総務部文書法務課 企画部行政改革推進室 企画部情報推進課 企画部施設再
編整備課 財務部用地管財課 市民安全部防災対策課